

文教・警察常任委員会

- 1 開催日時 平成 29 年 9 月 13 日（水） 9 時 58 分～11 時 37 分
- 2 開催場所 第五委員会室
- 3 説明員 教育長および関係職員

4 議事の概要

【教育委員会所管分】

（１）平成 29 年度第 2 回・第 3 回滋賀県総合教育会議の結果について

委員からは、教科間の連携について、小学校では教科の枠にとらわれることなく、総合的に子どもたちの力を高めていくことが大事であり、特に国語力の強化が重要である、学級の集団力を高めていくことは、学力の向上やいじめの問題等に効果があると言われているので、子どもたちの力を生かす観点にも着目されたい、外国籍の児童生徒のための適正な人員配置に配慮し、教員の負担にならないようにされたいなどの意見が出された。

（２）平成 29 年度全国学力・学習状況調査の結果概要について

委員からは、滋賀県は、将来の夢や目標を持つ子どもの割合が全国平均よりも低い中で、目的を持たなければ、学習をせず好きなことをしたがる部分が子どもたちにはあることから、子どもたちの学習意欲を高めるための取り組みをお願いしたい、「自校の結果等を踏まえた学力向上のための取組について、保護者や地域の人たちに対して働きかけを行いましたか」という学校に対する調査で、「ほとんど行っていない」と回答している学校があるので、これらを改善するための分析が必要であるなどの意見が出された。

（３）滋賀県いじめ防止基本方針の改定について

委員からは、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の具体的な第一歩として、子どもは大人の姿勢を見ているので、児童生徒が学校にスマートフォン等を持ってきた場合には、学校が預かるなど、毅然とした態度を示すべきである、いじめは、深刻で逃げ場がないことがあるので、命を守るためのセーフティネットを明確にし、杓子定規になるのではなく、柔軟に対応されたいなどの意見が出された。



委員会で配付された資料

- 1 平成 29 年度第 2 回滋賀県総合教育会議の結果について
- 2 平成 29 年度第 3 回滋賀県総合教育会議の結果について
- 3 平成 29 年度全国学力・学習状況調査の結果の概要
- 4 学ぶ力向上 滋賀プランの分析
- 5 滋賀県いじめ防止基本方針案（概要）
- 6 滋賀県いじめ防止基本方針（案）